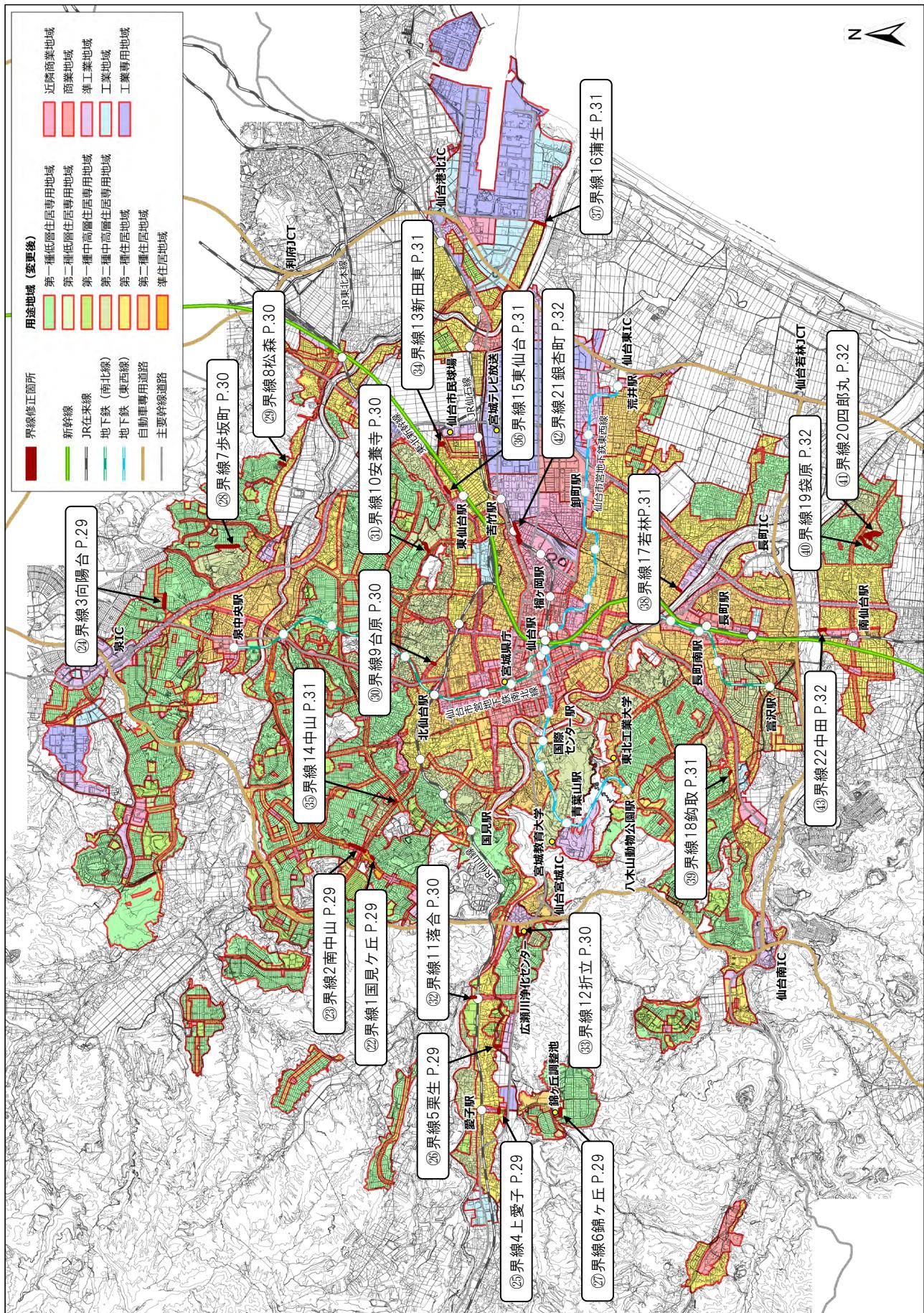


視点8 用途地域境界線の位置の明確化

②2~④3全て 【行政発意A型】



【注意】図の色は全て変更後の内容となっています。

②2 界線1国見ヶ丘

※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



②4 界線3向陽台

※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



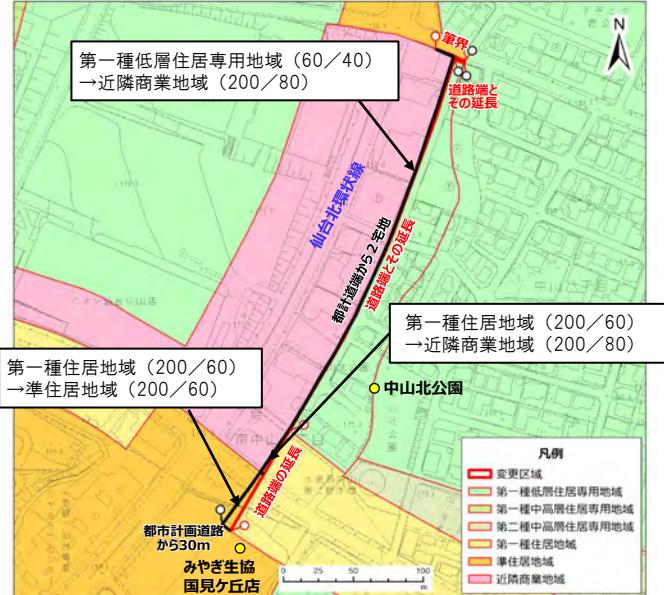
②6 界線5栗生

※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



②3 界線2南中山

※用途地域の変更に連動して、高度地区、準防火地域も変更有り



②5 界線4上愛子

※用途地域の変更に連動して、高度地区、準防火地域も変更有り



②7 界線6錦ヶ丘

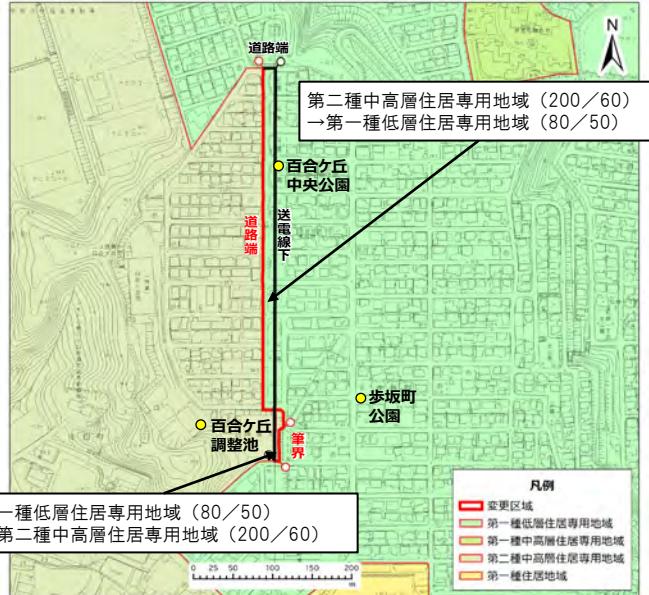
※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



【注意】図の色は全て変更後の内容となっています。

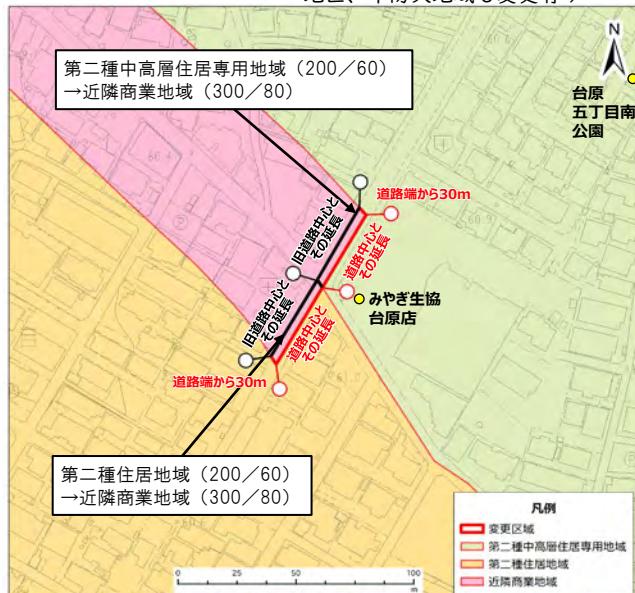
②8界線7歩坂町

※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



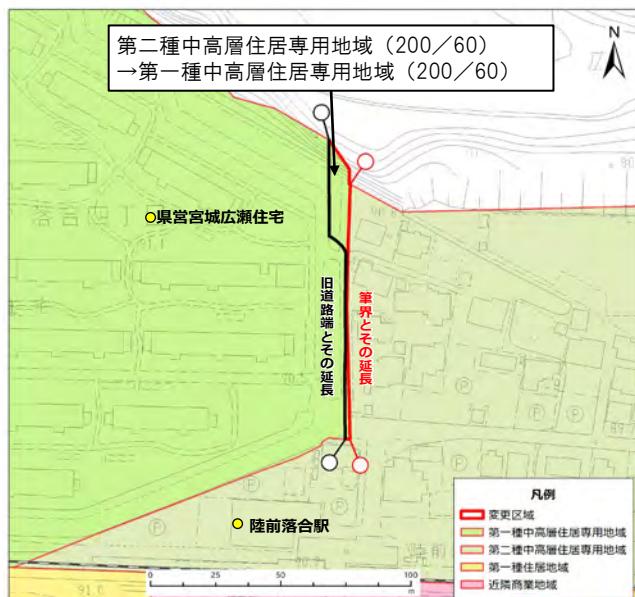
③0界線9台原

※用途地域の変更に連動して、高度地区、準防火地域も変更有り



③2界線11落合

※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



③9界線8松森

※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



③1界線10安養寺

※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



③3界線12折立

※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



【注意】図の色は全て変更後の内容となっています。

③⁴界線13新田東



③⁶界線15東仙台

※用途地域の変更に連動して、高度地区、準防火地域も変更有り



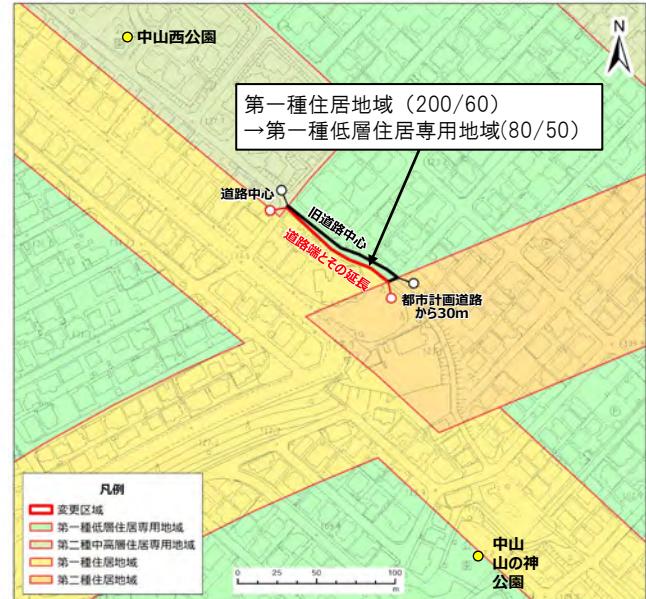
③⁸界線17若林

※用途地域の変更に連動して、高度地区、準防火地域も変更有り



③⁵界線14中山

※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



③⁷界線16蒲生

※用途地域の変更に連動して、高度地区、準防火地域も変更有り



③⁹界線18鉤取

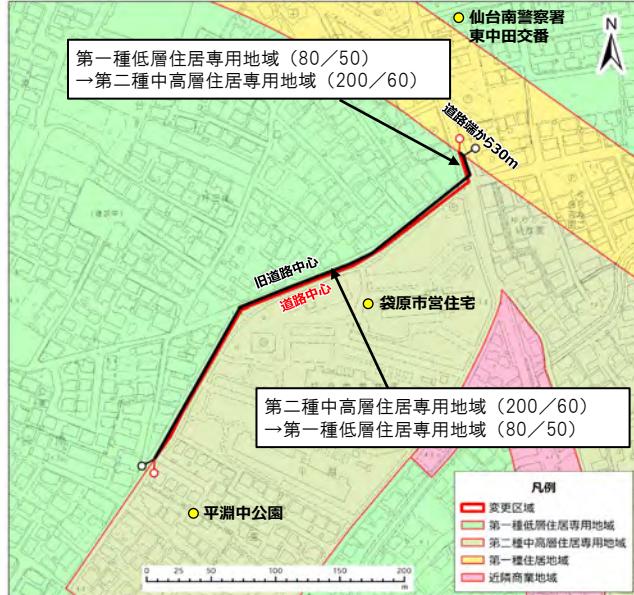
※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



【注意】図の色は全て変更後の内容となっています。

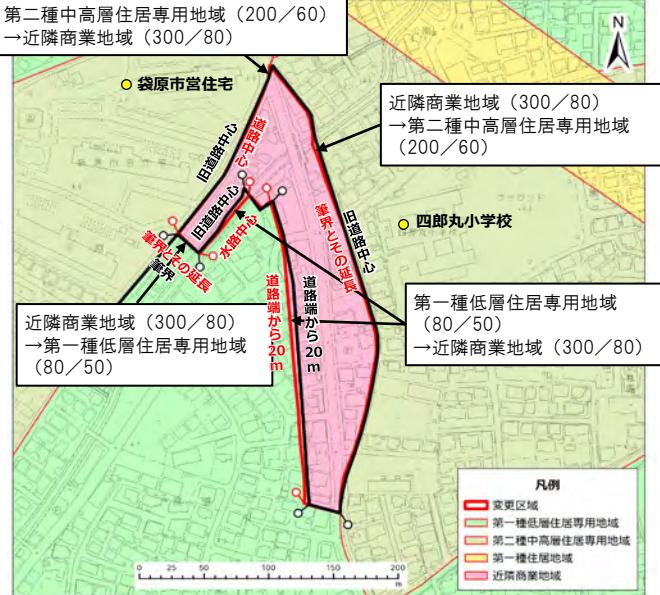
④0 界線19袋原

※用途地域の変更に連動して、高度地区も変更有り



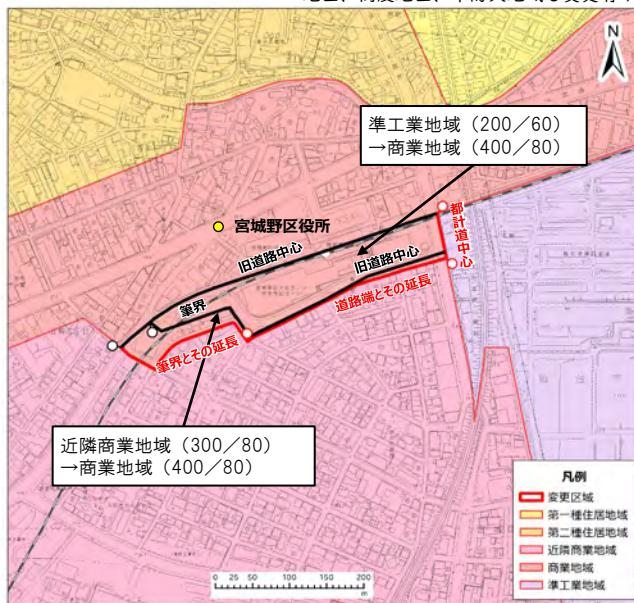
④1 界線20四郎丸

※用途地域の変更に連動して、高度地区、準防火地域も変更有り



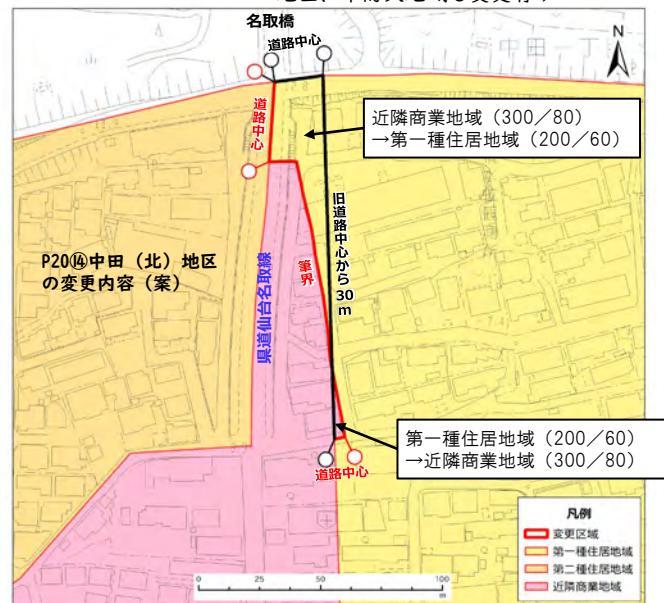
④2 界線21銀杏町

※用途地域の変更に連動して、特別用途地区、高度地区、準防火地域も変更有り



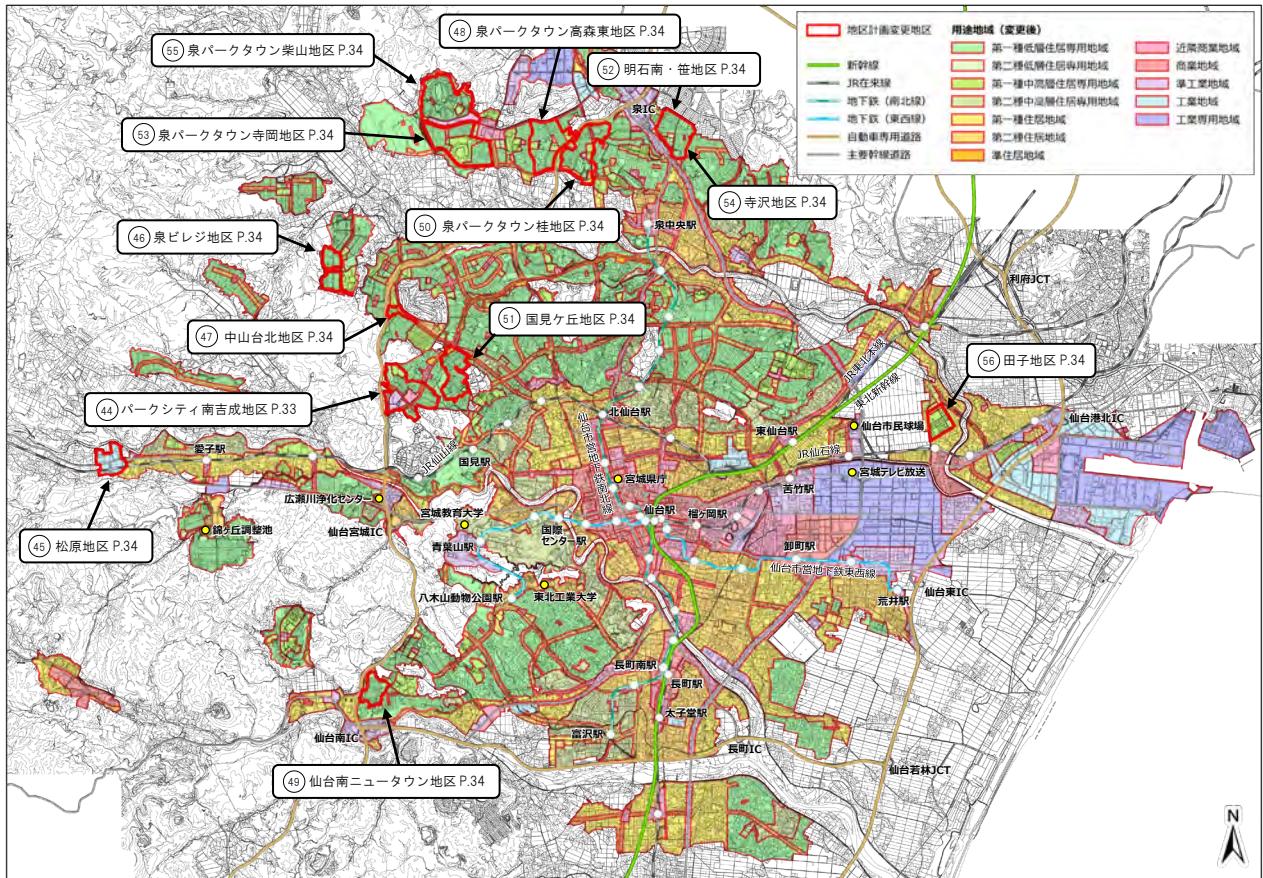
④3 界線22中田

※用途地域の変更に連動して、高度地区、準防火地域も変更有り



視点9 地区の目指す将来像や土地利用ニーズ等の変化に対応した見直し

地区位置図



④パークシティ南吉成地区【行政発意B型】



検討中の変更内容

建築用途の制限について、近年の事業ニーズに合った内容に変更

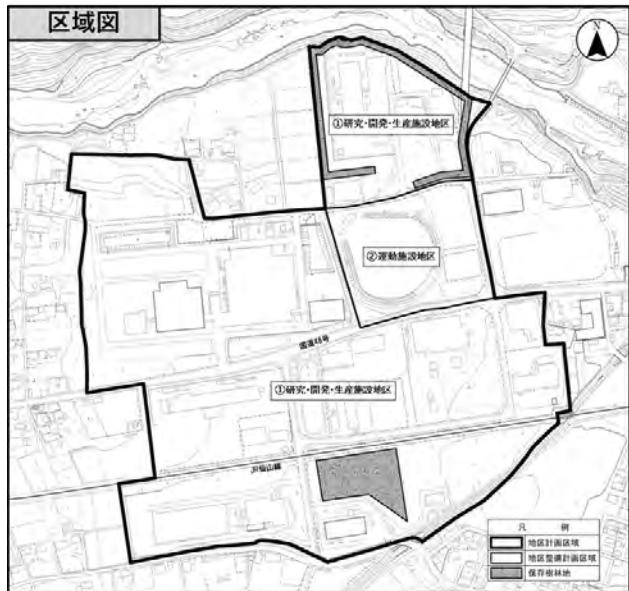
現在の制限内容

下記の建築物は建築できません。

- ア 住宅
イ 兼用住宅
ウ 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋（本地区で新技術、新商品等の研究開発を行う事業が当該事業に携わる者の居住の用に供するため建築するものを除く。）
エ 学校（附属研究所等を除く。）
オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
カ 老人福祉施設等又は児童福祉施設
キ 公衆浴場
ク ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
ケ ホテル又は旅館
コ 自動車教習所
サ 畜舎
シ 倉庫業を営む倉庫又は専ら道路貨物運送業若しくは貨物運送取扱業の用に供する倉庫若しくは荷さばき場
ス 床面積の合計が50m²を超える自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）
セ 劇場、映画館、演芸場、観覧場その他これらに類するもの
ソ 物品販売業を営む店舗（実験機器の販売等により左欄の地区内で行う新技術、新商品等の研究開発に寄与する店舗を除く。）又は飲食店
タ 自動車修理工場又は自動車整備工場
チ 風呂法第2条第1項各号に掲げる営業又は店舗型性風俗特殊営業を営むもの

④5松原地区【行政発意B型】

現在の制限内容



現在の地区計画の目標

本地区は、仙台市中心部の西方約13kmの国道48号線沿いに位置し、北部には広瀬川が流れ、緑豊かな丘陵地に囲まれた平坦な地区である。工業研究施設用地として関連施設が建築されている。

地区計画を定めることにより、工業施設と周辺区域との調和を図りながら、地区内の良好な環境形成と将来にわたっての維持・増進を図ることを目指すものである。

①研究・開発・生産施設地区の土地利用方針

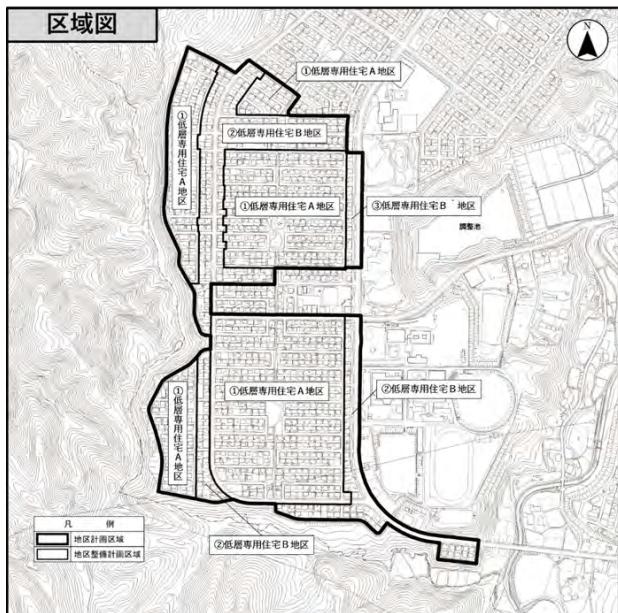
豊かな自然環境を保全しながら、仙台圏の都市機能にふさわしい先端技術企業研究開発型施設をも含む工場等産業施設の立地を図る。

検討中の変更内容

土地利用方針について、近年の事業ニーズに合った内容に変更。

④6～⑤6泉ビレジ※他10地区【行政発意B型】

現在の制限内容



①低層専用住宅A地区の建築物等の用途の制限

次の各号に掲げる建築物（これに附属する建築物を含む。）以外の建築物は建築してはならない。

- (1) 住宅
- (2) 兼用住宅（事務所、塾、教室その他これらに類する施設の用途を兼ねるものに限る。）
- (3) 警察官派出所、公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物

検討中の変更内容

集会所の建築を可能とする変更

※他10地区

- ④7中山台北地区
- ④9仙台南ニュータウン地区
- ⑤1国見ヶ丘地区
- ⑤3泉パークタウン寺岡地区
- ⑤5泉パークタウン紫山地区

- ④8泉パークタウン高森東地区
- ⑤0泉パークタウン桂地区
- ⑤2明石南・笹地区
- ⑤4寺沢地区
- ⑤6田子地区